

副 本

令和6年（行ウ）第31号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

令和6年（行ウ）第87号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトン 外1名

被告 東 京 都 外1名

証 拠 説 明 書 (5)

令和8年3月12日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告東京都指定代理人 飯 田 隼 矢

同 倉 員 拓 己

同 菊 池 和 彦

同 鶴 見 信 介

同 下 地 航

同 高 橋 裕 也

同 東 本 久 恵

(注) 略語等の記載は、被告東京都の従前の例による。

号証	標目(原本・写しの別)	作成年月日等	作成者等	立証趣旨
乙B 28	注釈警察官職務 執行法〔五訂版〕 ※抜粋	写し R3. 2. 10 (発行日)	編著 古谷洋一 発行 (株)立花書房	警職法2条1項の要件該当性を判断するに当たっては、警察官の職業的な専門知識や経験を反映させることが当然に認められること
乙B 29	判決書 〔東京地方裁判所 平成27年(ワ)第19021号〕	写し H29. 1. 13 (判決年月日)	東京地方裁判所 民事第6部	警察官が、自己の有する情報や経験に基づいて職務質問の要件該当性の有
乙B 30	判決書 〔東京地方裁判所 平成29年(ワ)第43097号〕	写し H30. 9. 26 (判決年月日)	東京地方裁判所 民事第48部	無を判断したことが国賠法上違法とはならないこと